

**第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画  
(平成20年度～29年度)**

平成21年3月





# 目 次

第1章	はじめに	
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	1
3	計画期間	2
第2章	ごみ処理の現況	
1	ごみ排出量	3
2	ごみ処理量	4
3	ごみ処理施設の現況	6
第3章	広域化の基本的考え方	
1	広域化の基本方針	10
2	広域化のメリットの再確認	10
第4章	これまでの取り組みと課題	
1	広域化計画の進捗状況	12
2	焼却施設のダイオキシン類排出状況	14
3	社会情勢の変化	17
4	ごみ処理技術の動向	19
5	広域化の課題	20
6	旧広域化計画の問題点	21
第5章	広域化計画の見直し	
1	見直しに当たっての基本的考え方	22
2	計画内容の見直し	22
3	当面の対応	22
4	ブロックにおける施設整備計画	24
第6章	広域化計画の推進	
1	各主体の責務・役割	28
2	計画の推進体制	31
3	広域化推進のための方策	32



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の目的

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした中、国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定するとともに、同年5月に、このガイドラインに基づき、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。（「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月厚生省環境整備課長通知））

この通知では、新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続式ごみ焼却施設（全連続炉）とされ、安定的な燃烧状態のもとに焼却を行うため、焼却能力が最低でも100t/日以上、余熱利用の推進等から将来的には300t/日以上規模の焼却施設を確保できるよう、県が広域化計画を策定し、市町村の指導を行うこととされた。

本県においては、この通知を受け、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策を最優先で行う必要があるとの認識のもとに、ごみ焼却施設の広域的整備を先行することにより、ごみの広域処理を推進することとし、広域行政圏の中心となる市町村や学識者等による「ごみ焼却処理広域化計画策定検討会」を設置し、市町村の意向を踏まえながら、平成10年10月に平成10年度から平成19年度の10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定したところである。

この広域化計画では、焼却能力100t/日以上を基準として、県内を24ブロックに、また焼却能力300t/日以上を基準として、県内を13ブロックに区割りをを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300t/日以上の全連続炉への集約化を目指すこととした。

このたび、当該計画の計画期間の満了に当たり、これまでの進捗状況を踏まえながら、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や市町村合併の進展等を加味し、広域化計画の見直しを行うものである。

## 2 計画策定の背景

平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定して以降、市町村合併の進展により広域化ブロックと市町村区域との間に一部不整合が生じている

こと、ごみ処理技術が格段に進歩していることなどから、広域化ブロックの区割りの見直しを行うとともに、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)の制定、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 13 年環境省告示第 34 号)の制定(平成 17 年環境省告示第 43 号で改正)などによる社会情勢の変化を受け、その内容について必要な見直しを行うものである。

### **3 計画期間**

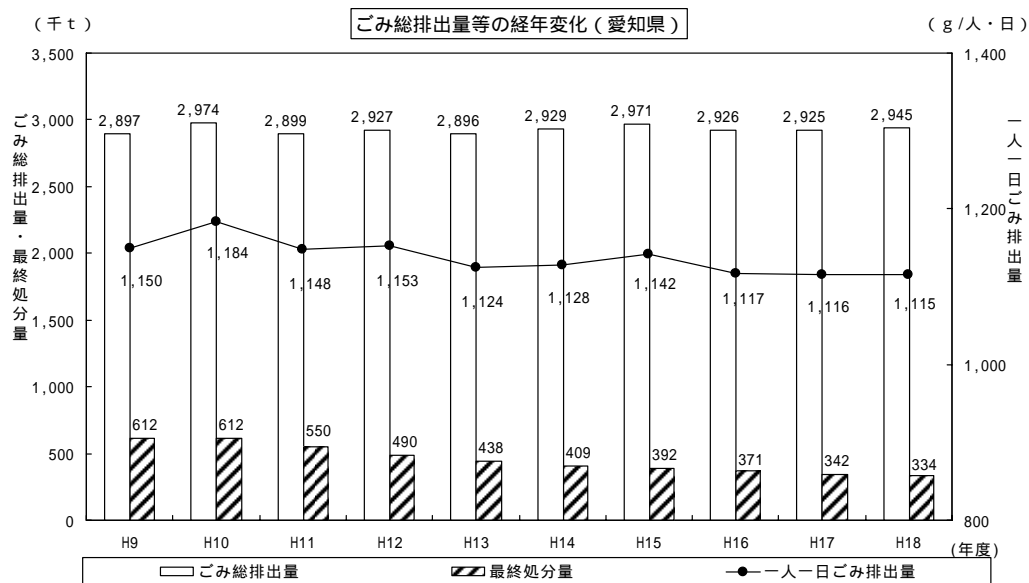
平成 20 年度から平成 29 年度の 10 年間とするが、新たな課題や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じ計画内容を見直すこととする。

## 第2章 ごみ処理の現況

### 1 ごみ排出量

県内のごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量＋集団回収量）の最近10年間の推移は、下図に示すとおり、ほぼ横ばいとなっている。

平成18年度のごみの排出量は294万5千t、1人1日当たり1,115g、最終処分量は33万4千tとなっている。



#### ごみ総排出量と最終処分量の推移

また、種類別ごみの排出量の推移を見ると、可燃ごみの排出量についてはほぼ横ばいで推移している。また、資源ごみの排出量は大幅に増加している一方で、不燃ごみや粗大ごみの排出量が減少している。これは、従来、不燃ごみや粗大ごみとして排出されていたごみが、分別収集の浸透により、資源ごみとして排出されるようになったものと推測される。

#### 本県の種類別ごみ排出量の推移

(単位:t/年)  
(下段は平成9年度を100とする指数)

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
収集ごみ	混合ごみ	7,896 100.0	7,626 96.6	7,494 94.9	7,325 92.8	7,500 95.0	7,539 95.5	7,634 96.7	6,597 83.5	0 0.0	
	可燃ごみ	1,970,060 100.0	2,027,458 102.9	1,982,437 100.6	1,907,687 96.8	1,902,635 96.6	1,916,168 97.3	1,942,951 98.6	1,905,125 96.7	1,926,421 97.8	1,931,539 98.0
	不燃ごみ	295,724 100.0	292,540 98.9	260,935 88.2	237,101 80.2	217,230 73.5	215,101 72.7	203,279 68.7	198,826 67.2	186,104 62.9	175,940 59.5
	資源ごみ	105,982 100.0	126,430 119.3	160,266 151.2	218,823 206.5	248,203 234.2	267,076 252.0	281,533 265.6	286,604 270.4	294,940 278.3	324,490 306.2
	その他	14,070 100.0	13,576 96.5	10,797 76.7	13,146 93.4	11,816 84.0	11,211 79.7	13,060 92.8	14,216 101.0	13,523 96.1	14,794 105.1
	粗大ごみ	65,474 100.0	70,565 107.8	59,453 90.8	102,267 156.2	36,186 55.3	33,919 51.8	32,838 50.2	29,356 44.8	27,599 42.2	27,433 41.9
直接搬入ごみ	207,058 100.0	219,148 105.8	201,077 97.1	199,247 96.2	203,729 98.4	211,511 102.2	222,904 107.7	228,826 110.5	225,580 108.9	213,221 103.0	
自家処理ごみ	38,112 100.0	30,740 80.7	22,002 57.7	19,173 50.3	17,476 45.9	16,911 44.4	11,406 29.9	8,945 23.5	3,213 8.4	2,791 7.3	
集団回収ごみ	192,383 100.0	185,431 96.4	194,937 101.3	222,172 115.5	250,977 130.5	250,051 130.0	255,271 132.7	247,536 128.7	247,363 128.6	255,157 132.6	
合計	2,896,759 100.0	2,973,514 102.6	2,899,398 100.1	2,926,941 101.0	2,895,752 100.0	2,929,487 101.1	2,970,876 102.6	2,926,031 101.0	2,924,743 101.0	2,945,365 101.7	

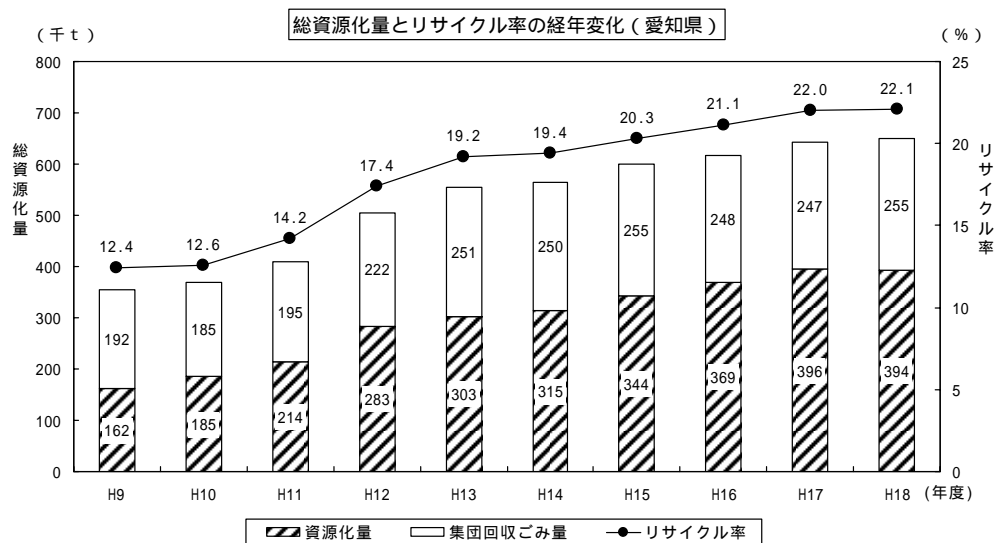
## 2 ごみ処理量

### (1) リサイクルの状況

市町村処理及び集団回収を含めてのリサイクル率の推移は下図に示すとおりである。国における各種リサイクル法の整備と市町村による減量化・再資源化への取組により、着実に増加している。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量（資源化量 + 集団回収ごみ量）}}{\text{収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収ごみ量}} \times 100$$

資源化量：排出されたごみのうち、資源化された量



### 総資源化量とリサイクル率の推移

品目別資源化量の推移については、紙類、プラスチック類は、年々増加傾向で推移する一方、容器などがプラスチック類に移行する中で金属類は減少傾向が認められる。

また、品目別の資源化量で最も多いのは紙類で、全体の60%以上を占めており、次いで、金属類、プラスチック類、ガラス類となっている。

### 品目別資源化量の推移

(単位：t/年)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
紙類	255,893	312,664	360,807	371,907	386,441	384,777	392,489	400,760
金属類	75,356	87,072	70,992	64,853	64,900	66,925	61,606	60,115
ガラス類	52,363	56,555	58,055	55,836	57,087	55,338	56,400	50,348
ペットボトル	5,752	9,182	12,355	13,199	14,396	16,086	18,337	16,963
プラスチック類	532	14,240	27,183	33,601	42,256	44,805	53,849	57,458
布類	-	-	-	13,817	16,037	15,746	16,178	17,070
その他	19,529	24,845	24,365	11,762	18,395	32,758	44,958	46,671
計	409,425	504,558	553,757	564,975	599,512	616,435	643,817	649,385

平成10年度以前には独立した統計がない。  
平成13年度以前の「布類」については「その他」に含まれる。



(2) 中間処理の状況

焼却処理及び焼却処理以外の中間処理量の推移については、概ね横ばいの傾向で推移している。

中間処理量（直接焼却・その他）の推移

(単位:t/年)  
(下段は平成9年度を100とする指数)

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
焼却処理量	2,241,213 100.0	2,320,074 103.5	2,020,571 90.2	2,221,837 99.1	2,183,935 97.4	2,221,784 99.1	2,275,752 101.5	2,222,237 99.2	2,238,691 99.9	2,240,290 100.0
焼却以外の中間処理量	383,549 100.0	408,413 106.5	515,606 134.4	339,133 88.4	282,572 73.7	387,600 101.1	403,351 105.2	398,664 103.9	396,082 103.3	423,819 110.5

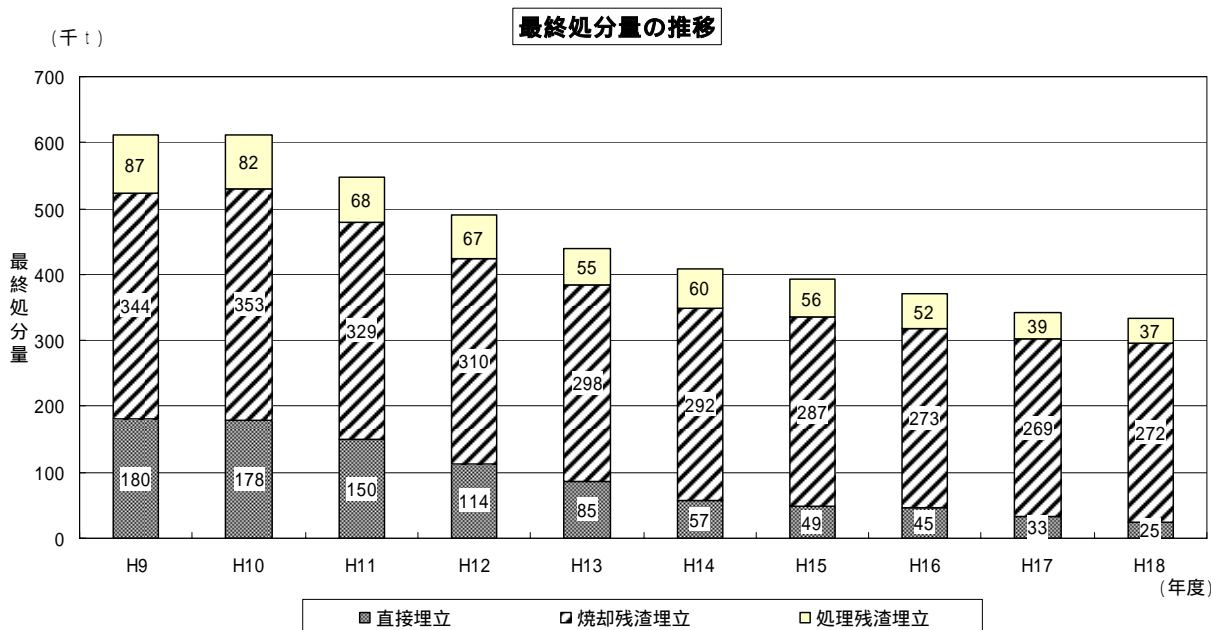
(3) 最終処分の状況

最終処分量の推移については、粗大ごみ等の処理施設での処理を行わずに直接埋め立てる廃棄物、焼却施設から排出される焼却残渣、焼却施設以外の中間処理施設から排出される処理残渣のいずれの処分量も大幅に減少している。

最終処分量（直接埋立・焼却残渣埋立・処理残渣埋立）の推移

(単位:t/年)  
(下段は平成9年度を100とする指数)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
直接埋立	180,129 100.0	178,124 98.9	150,078 83.3	113,674 63.1	85,384 47.4	57,224 31.8	49,218 27.3	45,488 25.3	33,480 18.6	24,832 13.8
焼却残渣	343,942 100.0	352,736 102.6	328,669 95.6	309,544 90.0	297,796 86.6	292,438 85.0	287,057 83.5	273,232 79.4	269,065 78.2	271,793 79.0
処理残渣	87,486 100.0	81,623 93.3	68,398 78.2	66,556 76.1	55,175 63.1	59,800 68.4	55,746 63.7	52,098 59.6	39,217 44.8	37,405 42.8
計	611,557 100.0	612,483 100.2	547,145 89.5	489,774 80.1	438,355 71.7	409,462 67.0	392,021 64.1	370,818 60.6	341,762 55.9	334,030 54.6



### 3 ごみ処理施設の現況

#### (1) 焼却施設

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名称	施設の種類	炉形式	処理能力 (t/日)	発電能力 (KW)	備考
名古屋市	名古屋市猪子石工場	焼却	全連続	600.0	12,500	
	名古屋市南陽工場	焼却	全連続	1,500.0	27,000	
	名古屋市富田工場	焼却	全連続	450.0	6,000	
	名古屋市五条川工場	焼却	全連続	560.0	14,500	灰溶融
名古屋市 (株)鳴海クリーンシステム	名古屋市鳴海工場	ガス化溶融	全連続	530.0	9,000	建設中
豊橋市	豊橋市資源化センター	焼却	全連続	150.0		
	豊橋市資源化センター	ガス化溶融	全連続	400.0	8,700	
岡崎市	岡崎市中央クリーンセンターごみ焼却施設	焼却	全連続	240.0	900	
	岡崎市八帖クリーンセンターごみ焼却施設1号炉	焼却	全連続	100.0	1,500	
	岡崎市八帖クリーンセンターごみ焼却施設2号炉	焼却	全連続	150.0		
一宮市	一宮市環境センター	焼却	全連続	450.0	7,000	
	一宮市尾西清掃事業所	焼却	准連続	60.0		休止
半田市	半田市クリーンセンター	焼却	全連続	150.0		
春日井市	春日井市クリーンセンター1・2号炉	焼却	全連続	260.0	1,400	
	春日井市クリーンセンター3・4号炉	焼却	全連続	280.0	7,000	灰溶融
豊田市	藤岡プラント	焼却	全連続	90.0		
	豊田市渡刈クリーンセンター	ガス化溶融	全連続	405.0	6,800	
安城市	安城市環境クリーンセンター	焼却	全連続	240.0	1,950	
蒲郡市	蒲郡市クリーンセンター	焼却	全連続	130.0		
犬山市	犬山市都市美化センター	焼却	准連続	90.0		
稲沢市	稲沢市環境センター	焼却	全連続	180.0	1,950	
新城市	新城市クリーンセンター	焼却	全連続	60.0		
東海市	東海市清掃センター	焼却	全連続	160.0		灰溶融
知多市	知多市清掃センター	ガス化溶融	全連続	130.0	1,500	
田原市	田原市赤羽根環境センター	焼却	パッチ	5.0		
田原市 (グリーンサイトジャパン)(株)	田原リサイクルセンター	炭化	全連続	60.0		
東部知多衛生組合	東部知多衛生組合 東部知多クリーンセンター	焼却	全連続	240.0		
衣浦衛生組合	衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	焼却	全連続	190.0		
常滑武豊衛生組合	常滑武豊衛生組合 クリーンセンターごみ処理施設	焼却	全連続	150.0		
豊川宝飯衛生組合	豊川宝飯衛生組合 清掃工場 1・3号炉	焼却	全連続	134.0		
	豊川宝飯衛生組合 清掃工場 5・6号炉	ガス化溶融	全連続	130.0	1,850	
尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	焼却	全連続	300.0	1,450	
	尾張東部衛生組合 熱分解溶融処理施設	ガス化溶融	全連続	24.0		休止
海部地区環境事務組合	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	焼却	全連続	330.0	5,000	灰溶融
	海部地区環境事務組合 塩田センター	焼却	全連続	300.0		休止
小牧岩倉衛生組合	小牧岩倉衛生組合 環境センター	焼却	全連続	300.0	1,000	
知多南部衛生組合	知多南部衛生組合 知多南部クリーンセンター	焼却	全連続	112.5		
刈谷知立環境組合	刈谷知立環境組合 クリーンセンター	焼却	全連続	240.0		
	刈谷知立環境組合 クリーンセンター	焼却	全連続	291.0	6,400	灰溶融 建設中
江南丹羽環境管理組合	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター	焼却	全連続	150.0		
北設広域事務組合	中田クリーンセンター	焼却	パッチ	20.0		
北名古屋衛生組合	北名古屋衛生組合 環境美化センター 1号炉	焼却	全連続	90.0		
	北名古屋衛生組合 環境美化センター 2号炉	焼却	全連続	90.0		
尾三衛生組合	尾三衛生組合 東郷美化センター	焼却	全連続	200.0		
西尾幡豆広域連合	西尾幡豆クリーンセンター	焼却	全連続	195.0	1,800	

(2) 粗大ごみ処理施設

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名称	処理方式	処理能力 (t/日)	備考
名古屋市	名古屋市愛岐処分場 小規模破碎施設	破碎	20.0	
	名古屋市大江破碎工場	破碎	400.0	
豊橋市	豊橋市資源化センター	併用	70.0	
一宮市	一宮市粗大ごみ処理施設	併用	50.0	
	尾西粗大ごみ処理工場	圧縮	20.0	
半田市	半田市粗大ごみ処理施設	併用	50.0	
春日井市	春日井市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	併用	65.0	
	春日井市リサイクルプラザ	併用	45.0	
犬山市	犬山市都市美化センター	破碎	30.0	
稲沢市	稲沢市環境センター	併用	50.0	
東海市	東海市清掃センター	併用	33.0	
知多市	知多市清掃センター	破碎	35.0	
田原市	田原市東部資源化センター最終処分場 前処理施設	破碎	15.0	
東部知多衛生組合	東部知多衛生組合クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	併用	30.0	
衣浦衛生組合	衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	併用	40.0	
常滑武豊衛生組合	常滑武豊衛生組合クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	併用	25.0	
尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合晴丘センター 粗大ごみ処理施設	併用	50.0	
海部地区環境事務組合	海部地区環境事務組合塩田センター 前処理施設	破碎	5.0	休止
	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	併用	101.0	
小牧岩倉衛生組合	小牧岩倉衛生組合環境センター	併用	50.0	
知多南部衛生組合	知多南部クリーンセンター (リサイクルプラザ)	破碎	3.4	
刈谷知立環境組合	刈谷知立環境組合クリーンセンター	併用	30.0	
江南丹羽環境管理組合	江南丹羽環境管理組合 粗大ごみ処理施設	破碎	30.0	
北名古屋衛生組合	北名古屋衛生組合環境美化センター	破碎	50.0	

処理方式の「併用」は、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみを併せて破碎(粉碎)する施設をいう。

(3) ごみ燃料化施設

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名称	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	備考
田原市	田原市旧田原リサイクルセンター	混合(未分別)ごみ	21.00	休止
一色町	廃食用油燃料化施設	資源ごみ、その他	0.18	

(4) 資源化施設

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名称	処理内容	処理能力 (t/日)	備考
名古屋市	名古屋市港資源選別センター	選別	30.00	
	名古屋市鳴海工場内保管施設	その他	28.00	
	名古屋市西資源センター	選別 圧縮・梱包 その他	49.00	
	名古屋市南リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包 その他	47.00	
豊橋市	豊橋市資源リサイクルセンター	選別 圧縮・梱包	45.00	
	豊橋市プラスチックリサイクルセンター	選別 圧縮・梱包	29.00	
岡崎市	岡崎市中央クリーンセンター リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	105.00	
半田市	半田市資源回収センター	選別 圧縮・梱包	4.90	
春日井市	春日井市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	25.00	
豊田市	豊田市プラスチック製容器包装資源化施設	選別 圧縮・梱包	10.00	
	グリーン・クリーンふじの丘	選別 圧縮・梱包	17.20	
豊川市	豊川市資源選別暫定施設	選別	2.70	
	豊川市一般廃棄物深田最終処分場 延命化暫定施設	選別	2.25	休止
津島市	津島市一般廃棄物最終処分場(鹿伏兎)	ごみ堆肥化	0.07	
	鹿伏兎リサイクルセンター	選別 圧縮・梱包	4.90	
刈谷市	刈谷市不燃物破砕処理施設	選別	40.00	休止
安城市	安城市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	58.00	
	安城市資源化センター	圧縮・梱包	2.00	
	安城市せん定枝リサイクルプラント	ごみ堆肥化	4.80	
蒲郡市	蒲郡市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	27.30	
江南市	江南市一般廃棄物最終処分場内 不燃物破砕施設	選別 その他	2.50	
小牧市	小牧市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	12.60	
知多市	知多市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	4.90	
岩倉市	清掃事務所内簡易型空缶選別設備	選別 圧縮・梱包	1.00	
田原市	田原市旧田原リサイクルセンター	ごみ堆肥化	47.00	休止
幸田町	幸田町不燃物処理場	選別 圧縮・梱包	20.00	休止
小坂井町	小坂井町不燃物破袋選別施設	選別	4.22	
衣浦衛生組合	衣浦衛生組合リサイクルプラザ	選別 その他	5.00	
豊川宝飯衛生組合	豊川宝飯衛生組合処理センター	選別 圧縮・梱包	4.26	
海部地区環境事務組合	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	選別 圧縮・梱包	29.00	
知多南部衛生組合	知多南部衛生組合 知多南部クリーンセンター(リサイクルプラザ)	選別 圧縮・梱包	13.60	
北設広域事務組合	北設衛生処理組合 中田クリーンセンター	選別 圧縮・梱包	4.00	
尾三衛生組合	尾三衛生組合 東郷美化センターリサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包 その他	75.00	
西尾幡豆広域連合	西尾幡豆クリーンセンター (リサイクル施設)	選別 圧縮・梱包	50.00	

(5) その他の施設

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名称	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)
新城市	新城市自走式破砕機	不燃ごみ、直接搬入ごみ、粗大ごみ	30.00
幸田町	幸田町減容施設	資源ごみ	0.05
北設広域事務組合	中田クリーンセンター	不燃ごみ	4.00
西尾幡豆広域連合	西尾幡豆クリーンセンター (廃プラスチック減容処理施設)	資源ごみ	8.10

## (6) 最終処分場

平成20年4月1日現在

事業主体	施設名	全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	備考
名古屋市	名古屋市愛岐処分場	5,770,000	679,900	
	名古屋市第一処分場	140,000	56,600	
豊橋市	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚地区2工区)	1,588,000	21,678	
岡崎市	岡崎市北部一般廃棄物最終処分場	399,100	322,820	
一宮市	一宮市光明寺最終処分場	105,480	64,300	
半田市	半田市一般廃棄物処理場	194,700	2,355	
春日井市	春日井市一般廃棄物内津最終処分場	232,000	86,155	
豊田市	グリーン・クリーンふじの丘	125,000	103,186	
豊川市	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場	105,000	86,003	
	豊川市一般廃棄物深田最終処分場	80,000	9,954	
	豊川市一般廃棄物足山田最終処分場	17,856	4,377	
	豊川市一般廃棄物金野最終処分場	9,102	7,773	
津島市	津島市一般廃棄物最終処分場(鹿伏苑)	138,149	40,320	
碧南市	碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場	41,443	21,435	
刈谷市	刈谷市第2不燃物埋立場	87,000	48,774	
	刈谷市第1不燃物埋立場	109,600	100	休止
安城市	安城市一般廃棄物最終処分場	80,200	15,800	再生中
西尾市	西尾市平原地区一般廃棄物最終処分場	146,000	92,170	
蒲郡市	蒲郡市一般廃棄物最終処分場	113,000	83,360	
	蒲郡市一色不燃物最終処分場	205,213	270	
犬山市	犬山市八曾一般廃棄物最終処分場	72,158	23,235	
常滑市	常滑市一般廃棄物最終処分場	95,500	45,692	
江南市	江南市一般廃棄物最終処分場	59,700	18,820	
新城市	新城市鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場	68,000	53,131	
	新城市七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場	30,000	22,023	
	新城市作手菅沼一般廃棄物管理型埋立処分場	4,600	4,539	
	新城市有海一般廃棄物管理型埋立処分場	37,000	11,072	
東海市	東海市東犬久利最終処分場	35,730	14,240	
知立市	知立市第2不燃物処理場	46,553	23,751	
高浜市	高浜市不燃物埋立場	1,500	313	
田原市	田原市旧田原リサイクルセンター最終処分場(リサイクルセンター併設)	51,598	2,620	
	田原市赤羽根環境センター最終処分場	12,200	8,333	
	田原市渥美最終処分場	150,500	108,414	
	田原市第二東部最終処分場	40,600	39,968	
弥富市	弥富市鍋田最終処分場	27,000	25,330	
七宝町	七宝町一般廃棄物最終処分場(安松)	31,657	6,331	
美和町	東溝口一般廃棄物最終処分場	17,670	6,000	
	美和町一般廃棄物最終処分場	85,336	55,900	
飛島村	飛島村一般廃棄物処分場	2,300	1,973	
南知多町	南知多町日間賀島不燃物埋立地	26,625	14,571	
	南知多町篠島不燃物埋立地	8,316	6	休止
武豊町	武豊町一般廃棄物最終処分場	65,500	14,561	
一色町	一色町佐久島不燃物処理場	2,660	393	
	一色町一般廃棄物最終処分場	49,000	37,968	
吉良町	吉良町饗庭一般廃棄物最終処分場	46,500	19,890	
幡豆町	幡豆町一般廃棄物最終処分場(鳥羽)	38,824	29,431	
幸田町	幸田町一般廃棄物最終処分場	4,000	3,871	
三好町	三好町不燃物埋立処分場	85,400	74,039	
東部知多衛生組合	東部知多衛生組合洲崎最終処分場	12,127	412	
豊川宝飯衛生組合	豊川宝飯衛生組合一宮焼却灰最終処分場	84,493	29,523	
尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	200,000	159,919	
小牧岩倉衛生組合	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場	293,900	120,578	
知多南部衛生組合	知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場	157,000	14,800	
江南丹羽環境管理組合	江南丹羽環境管理組合最終処分場	32,300	11,047	
北設広域事務組合	北設広域事務組合 滝の入最終処分場	3,600	1,875	
北名古屋衛生組合	北名古屋衛生組合藤岡最終処分場	91,800	71,338	
尾三衛生組合	尾三衛生組合埋立処分場(三本木)	19,650	6,042	休止

## 第3章 広域化の基本的考え方

### 1 広域化の基本方針

新広域化計画の策定に当たっては、愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）に掲げる「環境に配慮した廃棄物処理施設づくり」を目指すため、次のような基本方針とする。

#### （1）排出抑制を前提とした広域化の推進

ごみの広域処理を進める場合においても、県民、事業者、行政が連携・協力して、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において徹底したごみの排出抑制を行い、焼却及び埋立処理するごみを可能な限り削減する。

#### （2）ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設については、ごみ質の均一化が容易で、かつ安定的な燃焼が可能で、ダイオキシン類の排出削減が可能な全連続炉とする。

また、平成9年の厚生省通知に基づき、ごみ発電等による余熱利用を効率的に実施するため、可能な限り焼却能力300t/日以上のごみ焼却施設への集約化を目指す。

なお、集約化に際し、必要に応じ中継施設の導入や焼却以外の処理方法についても検討する。

#### （3）ダイオキシン類対策の徹底

ごみ焼却施設の整備に当たっては、引き続きダイオキシン類の削減に向け各種対策の徹底を図るとともに、発生抑制が可能な合理的かつ効率的な対策を実施する。

#### （4）総合的なりサイクルの推進

ごみ焼却施設の整備に当たっては、資源ごみの回収を行うリサイクルセンター、ガス化溶融・灰溶融処理によるスラグ化及び発電等のサーマルリサイクル機能を備えた総合的なりサイクル施設を目指す。

#### （5）公共事業費の縮減

交付金制度の下、広域化ブロック毎に効率的な広域施設整備を進め、ブロック全体の事業費の縮減に努める。

### 2 広域化のメリットの再確認

#### （1）ダイオキシン類削減対策

ごみがより多く集まることで、ごみ質の均一化が進み、安定的な燃焼状態の下で焼却を行う全連続炉の設置が可能となる。全連続炉の場合、一般的にダイオキシン類の排出が増加する毎日の起動・停止を行わないため、ダイオキシン類の排出を削減することができる。

## ( 2 ) 焼却残渣の高度処理・マテリアルリサイクルの推進

ごみ焼却施設の大型化により、焼却灰・飛灰の溶融固化等の高度処理もより効果的に行えるようになる。溶融固化とは、焼却灰等の廃棄物を加熱し、超高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させるとともに、無機物を溶融した後に冷却してガラス質の固化物とする技術であり、重金属の溶出防止及びダイオキシン類の分解・削減に極めて有効である。

また、焼却灰・飛灰は、溶融固化により減容化され、最終処分量の削減につながるるとともに、溶融固化により生じた溶融スラグは、路盤材やコンクリート用溶融スラグ骨材等に活用することが可能となり、マテリアルリサイクルの推進にも資することができる。

## ( 3 ) サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を安定的かつ効率的に実施することが可能となる。これにより、エネルギー利用の合理化が図られるとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。

## ( 4 ) 公共事業のコスト縮減

高度な処理方式を備えた小規模なごみ焼却施設等を個別に整備、運営するには多額の費用が必要となるが、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することで、公共事業のコスト縮減を図ることが可能となる。

## ( 5 ) その他のごみ処理の広域化促進

ごみ焼却処理を広域化することは、ごみの分別方法や収集運搬方法の統一化、施設間の有機的なつながり、事業主体の広域的なつながり等を通して、その他のごみ処理の広域化を促進し、確保が困難となっている最終処分場をはじめ、リサイクル施設などのごみ焼却施設以外の廃棄物処理施設について、集約化を図る契機となる。

## 第4章 これまでの取り組みと課題

### 1 広域化計画の進捗状況

旧広域化計画に従い、現在までに焼却能力 300 t / 日以上を基準とする 13 ブロックのうち、12 ブロックで広域化ブロック会議が設置され、そのうち「春日井ブロック」、「海部津島ブロック」、「豊田加茂ブロック」において計画を達成する広域ごみ焼却施設が完成している。

また、「知多南部ブロック」、「衣浦東部ブロック」、「知多北部ブロック」、「岡崎西尾ブロック」において広域化実施計画が策定され広域化に向けての準備が進められている。

#### 広域化ブロック別進捗状況

番号	ブロック名	広域化ブロック会議設置状況	広域化実施計画策定状況	計画の達成状況
1	名古屋			
2	尾張北部	平成14年11月設置		
3	春日井	単独市のため設置の必要なし		達成済み
4	海部津島	平成11年2月設置		達成済み
5	尾張西部	平成11年7月設置		
6	尾張東部・尾三	平成11年4月設置		
7	知多北部	平成11年8月設置	平成17年3月策定	
8	知多南部	平成11年10月設置	平成14年3月策定	
9	豊田加茂	平成11年2月設置		達成済み
10	岡崎西尾	平成11年2月設置	平成17年3月策定	
11	衣浦東部	衣浦東部広域行政圏協議会に対応	平成14年3月策定	
12	東三河	平成11年5月設置		
13	豊橋田原	平成12年2月設置		



## 広域化ブロック別焼却施設設置状況

ブロック	平成10年度				現況(平成19年度)									
	市町村	焼却処理主体	施設数	焼却能力	市町村	焼却処理主体	施設数	焼却能力						
名古屋	名古屋市	名古屋市	5	3,110.0	名古屋市	名古屋市	4	3,110.0						
	甚目寺町	甚目寺町始め五町環境厚生施設組合 (名古屋市へ委託)			甚目寺町	甚目寺町(名古屋市へ委託)								
	春日町				春日町	春日町(名古屋市へ委託)								
	西枇杷島町				清洲町	清須市			清須市(名古屋市へ委託)					
	新川町													
⇕	師勝町	西春日井郡東部衛生組合	2	180	北名古屋市	北名古屋衛生組合	2	180.0						
	西春日井													
尾張北部	豊山町	小牧岩倉衛生組合	1	300	豊山町	小牧岩倉衛生組合	1	300.0						
	小牧市													
	岩倉市													
	犬山市	犬山市	1	90	犬山市	犬山市	1	90.0						
	江南市	江南丹羽環境管理組合	1	150	江南市	江南丹羽環境管理組合	1	150.0						
	大口町													
	扶桑町													
春日井	春日井市	春日井市	2	410	春日井市	春日井市	2	540.0						
海部津島	津島市	津島市ほか十一町村衛生組合	1	300	津島市	海部地区環境事務組合	1	330.0						
	七宝町													
	美和町													
	大治町													
	蟹江町													
	弥富町													
	十四山村													
	飛鳥村													
	佐屋町													
	立田村													
	八開村													
佐織町														
稲沢市	稲沢市ほか二町衛生組合	1	180	稲沢市	稲沢市	1	180.0							
祖父江町														
平和町														
一宮市														
木曾川町	木曾川町(一宮市へ委託)	1	450	一宮市	一宮市	2	510.0							
尾西市	尾西市	1	60											
尾張東部・尾三	瀬戸市	尾張東部衛生組合	1	300	瀬戸市	尾張東部衛生組合	1	300.0						
	尾張旭市													
	長久手町													
	日進市	尾三衛生組合	1	200	日進市	尾三衛生組合	1	200.0						
	東郷町													
三好町				三好町										
知多北部	豊明市	東部知多衛生組合	1	240	豊明市	東部知多衛生組合	1	240.0						
	大府市													
	東浦町													
	阿久比町													
	知多市				知多市				1	120	知多市	知多市	1	130.0
東海市	東海市	1	160	東海市	東海市	1	160.0							
知多南部	半田市	常滑武豊衛生組合	1	150	半田市	常滑武豊衛生組合	1	150.0						
	武豊町													
	常滑市													
	南知多町				南知多町				2	10	南知多町	知多南部衛生組合	1	112.5
	美浜町				知多南部衛生組合				1	75	美浜町			
豊田加茂	豊田市	豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	2	240	豊田市	豊田市	2	495.0						
	藤岡町													
	小原村													
	足助町													
	下山村													
岡崎西尾	旭町	岡崎市	3	490	岡崎市	岡崎市	3	490.0						
	額田町				額田町(岡崎市へ委託)									
	幸田町				幸田町(岡崎市へ委託)									
	西尾市				西尾幡豆広域圏組合				2	180	西尾市	西尾幡豆広域圏連合	1	195.0
	一色町													
吉良町														
幡豆町				幡豆町										
衣浦東部	刈谷市	刈谷知立環境組合	1	240	刈谷市	刈谷知立環境組合	1	240.0						
	知立市													
	安城市	安城市	1	240	安城市	安城市	1	240.0						
	碧南市	衣浦衛生組合	1	190	碧南市	衣浦衛生組合	1	190.0						
	高浜市													
東三河	新城市	新城広域事務組合	2	32	新城市	新城市	1	60.0						
	鳳来町													
	作手村	北設衛生処理組合	1	20	設楽町	北設広域事務組合	1	20.0						
	設楽町													
	津具村													
	東栄町													
	豊根村													
	富山村													
	稲武町													
	根羽村<長野>	根羽村<長野>												
	豊川市	豊川宝飯衛生組合	2	224	豊川市	豊川宝飯衛生組合	2	264.0						
一宮町														
音羽町														
小坂井町														
御津町	蒲都市	1	130	小坂井町	蒲都市	1	130.0							
蒲都市														
豊橋市	豊橋市	2	400	豊橋市	豊橋市	2	550.0							
赤羽根町	赤羽根町	1	5	田原市	田原市	2	65.0							
渥美町	渥美町	1	30											

## 2 焼却施設のダイオキシン類排出状況

旧広域化計画策定時の平成10年度の県内市町村等が設置するごみ焼却施設からのダイオキシン類の年間総排出量は約115g-TEQと推定され、平成19年度には約3g-TEQ、平成29年度には約1g-TEQに削減されると見込まれていた。しかしながら、焼却処理施設の集約化の進展や排ガスの高度処理等の改善が進み、平成18年度における年間総排出量は約0.6g-TEQと推定され、平成10年度と比較して約99.5%が削減されたことになる。

ダイオキシン類排出量推計値

事業主体		所在地	施設規模	炉数	型式	稼動	18年度 焼却量 t/年	排ガス量 m <sup>3</sup> /年	ダイオキシン類 濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	ダイオキシン類 排出量 ng-TEQ
名古屋市	猪子石工場	名古屋市千種区	600	2	全連	H13	152,203	761,015,000	0.00035	266,355
	南陽工場	名古屋市港区	1500	3	全連	H9	355,882	1,779,410,000	0.00039	693,970
	富田工場	名古屋市中川区	450	3	全連	H1	77,513	387,565,000	0.045	17,440,425
	五条川工場	海部郡甚目寺町	560	2	全連	H16	118,031	590,155,000	0.00028	165,243
豊橋市	資源化センター	豊橋市豊栄町	150	1	全連	H3	33,669	168,345,000	0.027	4,545,315
	資源化センター	豊橋市豊栄町	400	2	全連	H14	108,168	540,840,000	0.004	2,163,360
岡崎市	中央クリーンセンター	岡崎市高隆寺町	240	2	全連	H1	64,836	324,180,000	0.15	48,627,000
	八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町	100	1	全連	H8	32,100	160,500,000	0.1	16,050,000
	八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町	150	1	全連	S48	23,143	115,715,000	0.00044	50,915
一宮市	環境センター	一宮市奥町	450	3	全連	H10	108,088	540,440,000	0.023	12,430,120
	尾西清掃事業所	尾西市北今堀田	60	2	準連	H3	15,320	76,600,000	0.57	43,662,000
半田市	クリーンセンター	半田市乙川末広町	150	2	全連	H3	37,740	188,700,000	0.33	62,271,000
春日井市	クリーンセンター	春日井市神屋町	260	2	全連	H3	31,285	156,425,000	0.098	15,329,650
	クリーンセンター	春日井市神屋町	280	2	全連	H14	88,683	443,415,000	0.0012	532,098
豊田市	渡刈清掃工場	豊田市渡刈町	220	2	全連	S62	45,427	227,135,000	0.00023	52,241
	藤岡プラント	藤岡町大字下川口	240	3	全連	S54	45,778	228,890,000	0.024	5,493,360
安城市	環境クリーンセンター	安城市和泉町	240	2	全連	H9	55,015	275,075,000	0.00011	30,258
蒲郡市	クリーンセンター	蒲郡市西浦町	130	2	全連	H9	29,715	148,575,000	0.22	32,686,500
犬山市	都市美化センター	犬山市大字塔野地	90	2	準連	S58	19,809	99,045,000	0.19	18,818,550
稲沢市	環境センター	稲沢市中野川端町	180	3	全連	H11	38,218	191,090,000	0.002	382,180
新城市	クリーンセンター	新城市日吉	60	2	全連	H11	13,267	66,335,000	0.0056	371,476
東海市	清掃センター	東海市荒尾町	160	2	全連	H7	34,500	172,500,000	0.41	70,725,000
知多市	清掃センター	知多市北浜町	130	2	全連	H15	30,045	150,225,000	0.011	1,652,475
田原市	田原市赤羽根環境センター	田原市赤羽根町	5	1	機八	H6	1,218	6,090,000	2.1	12,789,000
グリーンサイトジャパン	田原リサイクルセンター	田原市緑が浜	60	2	全連	H17	18,397	91,985,000	0.0058	533,513
東部知多衛生組合	東部知多クリーンセンター	東浦町大字森岡	240	3	全連	S63	63,389	316,945,000	0.039	12,360,855
衣浦衛生組合	クリーンセンター衣浦	碧南市広見町	190	2	全連	H7	38,759	193,795,000	0.18	34,883,100
常滑武衛衛生組合	クリーンセンターごみ処理施設	武豊町字赤町田	150	2	全連	H1	31,112	155,560,000	0.049	7,622,440
豊川宝飯衛生組合	清掃工場	豊川市平尾町	134	2	全連	H3	27,198	135,990,000	0.1	13,599,000
	清掃工場	豊川市平尾町	130	2	全連	H15	40,249	201,245,000	0.0000045	906
尾張東部衛生組合	晴丘センターごみ焼却施設	尾張旭市晴丘町	300	2	全連	H4	78,753	393,765,000	0.014	5,512,710
海部地区環境事務組合	八穂クリーンセンター	弥富市鍋田町	330	3	全連	H14	83,239	416,195,000	0.0000061	2,539
小牧岩倉衛生組合	環境センター	小牧市大字野口	300	2	全連	S59	52,619	263,095,000	0.036	9,471,420
知多南部衛生組合	知多南部クリーンセンター	南知多町大字内海	112.5	2	全連	H10	21,015	105,075,000	0.44	46,233,000
刈谷知立環境組合	クリーンセンター	刈谷市半城土町	240	2	全連	S61	69,322	346,610,000	0.23	79,720,300
江南丹羽環境管理組合	環境美化センター	丹羽郡大口町河北	150	2	全連	S57	35,261	176,305,000	0.21	37,024,050
北設広域事務組合	中田クリーンセンター	東栄町大字振草	20	2	機八	H4	3,561	17,805,000	0.48	8,546,400
北名古屋衛生組合	環境美化センター	西春日井郡師勝町	90	1	全連	S48	13,673	68,365,000	0.039	2,666,235
	環境美化センター	西春日井郡師勝町	90	1	全連	S57	17,473	87,365,000	0.00099	86,491
尾三衛生組合	東郷美化センター	東郷町大字諸輪	200	2	全連	H9	43,485	217,425,000	0.016	3,478,800
西尾幡豆広域連合	クリーンセンター	吉良町大字岡山	195	3	全連	H12	52,904	264,520,000	0.0069	1,825,188
計							2,250,062	11,250,310,000		630,795,438

1: 排ガス量は、5,000m<sup>3</sup>/ごみtとして計算

2: ダイオキシン類濃度は、平成18年度の各施設の測定実績を使用。ただし、炉が複数あり、測定数値が異なる場合は、高い方の数値を使用。

0.6  
g-TEQ/年

排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m3N)

番号	工場・事業場名		所在地	採取年月日	排出ガス中のダイオキシン類測定結果	排出基準	備考
1	名古屋市猪子石工場	1号炉	名古屋市千種区香流橋1-101	H18.6.26	0.00035	0.1	新設施設
2	名古屋市猪子石工場	2号炉	名古屋市千種区香流橋1-101	H18.6.27	0.000032	0.1	新設施設
3	名古屋市南陽工場	1号炉	名古屋市港区藤前2-101	H18.7.19	0.00039	1	
4	名古屋市南陽工場	2号炉	名古屋市港区藤前2-101	H18.8.25	0.00013	1	
5	名古屋市南陽工場	3号炉	名古屋市港区藤前2-101	H18.7.26	0.000066	1	
6	名古屋市富田工場	1号炉	名古屋市中川区吉津4-3208	H18.7.14	0.011	1	
7	名古屋市富田工場	2号炉	名古屋市中川区吉津4-3208	H18.9.29	0.045	1	
8	名古屋市富田工場	3号炉	名古屋市中川区吉津4-3208	H18.6.23	0.015	1	
9	名古屋市五条川工場	1号炉	海部郡甚目寺町大字中萱津字奥野	H18.7.24	0.000086	0.1	新設施設
10	名古屋市五条川工場	2号炉	海部郡甚目寺町大字中萱津字奥野	H18.8.31	0.00028	0.1	新設施設
11	名古屋市五条川工場	1号灰溶融炉	海部郡甚目寺町大字中萱津字奥野	H18.7.24	0.000086	5	新設施設
12	名古屋市五条川工場	2号灰溶融炉	海部郡甚目寺町大字中萱津字奥野	H18.8.31	0.00028	5	新設施設
13	豊橋市資源化センター	1号炉	豊橋市豊栄町字西530	H18.7.14	0.004	0.1	新設施設
14	豊橋市資源化センター	2号炉	豊橋市豊栄町字西530	H18.7.13	0.000036	0.1	新設施設
15	豊橋市資源化センター	3号炉	豊橋市豊栄町字西530	H18.7.12	0.027	1	
16	岡崎市中央クリーンセンター	1号炉	岡崎市高隆寺町阿世保5	H18.10.5	0.15	1	
17	岡崎市中央クリーンセンター	2号炉	岡崎市高隆寺町阿世保5	H18.10.6	0.088	1	
18	岡崎市八帖クリーンセンター	1号炉	岡崎市八帖南町立島2-1	H18.10.20	0.1	1	
19	岡崎市八帖クリーンセンター	2号炉	岡崎市八帖南町立島2-1	H18.10.19	0.00044	1	
20	一宮市環境センター	1号焼却炉	一宮市奥町字六丁山52	H18.11.30	0.023	1	
21	一宮市環境センター	2号焼却炉	一宮市奥町字六丁山52	H18.11.29	0.0078	1	
22	一宮市環境センター	3号焼却炉	一宮市奥町字六丁山52	H18.11.28	0.0059	1	
23	一宮市尾西清掃事業所	1号焼却炉	一宮市北今字堀田10	H18.11.22	0.078	10	
24	一宮市尾西清掃事業所	2号焼却炉	一宮市北今字堀田10	H18.11.22	0.57	10	
25	半田市クリーンセンター	1号焼却炉	半田市乙川末広町50	H18.5.23	0.084	5	
26	半田市クリーンセンター	2号焼却炉	半田市乙川末広町50	H18.8.15	0.33	5	
27	春日井市クリーンセンター	1号焼却炉	春日井市神屋町1-2	H19.1.9	0.068	1	
28	春日井市クリーンセンター	2号焼却炉	春日井市神屋町1-2	H18.7.31	0.098	1	
29	春日井市クリーンセンター	3号焼却炉	春日井市神屋町1-2	H18.7.4	0.0012	0.1	新設施設
30	春日井市クリーンセンター	4号焼却炉	春日井市神屋町1-2	H18.7.5	0.00000050	0.1	新設施設
31	春日井市クリーンセンター	1号溶融炉	春日井市神屋町1-2	H18.7.4	0.0012	5	新設施設
32	春日井市クリーンセンター	2号溶融炉	春日井市神屋町1-2	H18.7.5	0.00000050	5	新設施設
33	豊田市渡刈清掃工場(旧)		豊田市渡刈町大明神39-3	H18.12.27	0.00023	1	
34	豊田市渡刈清掃工場(旧)		豊田市渡刈町大明神39-3	H19.2.6	0.00015	1	
35	藤岡プラント		豊田市下川口町奥山516-4	H18.9.13	0.024	5	
36	安城市環境クリーンセンター	1号焼却炉	安城市根崎町長配地内	H18.9.14	0.0000045	1	
37	安城市環境クリーンセンター	2号焼却炉	安城市根崎町長配地内	H18.9.14	0.00011	1	
38	蒲郡市クリーンセンター	1号焼却炉	蒲郡市西浦町口田土1	H18.8.2	0.22	5	
39	蒲郡市クリーンセンター	2号焼却炉	蒲郡市西浦町口田土1	H18.8.3	0.082	5	
40	犬山市都市美化センター	1号焼却炉	犬山市大字塔野地字田口洞39-128	H18.9.26	0.13	5	
41	犬山市都市美化センター	2号焼却炉	犬山市大字塔野地字田口洞39-128	H18.9.27	0.19	5	
42	稲沢市環境センター	1号炉	稲沢市中野川端町74番地	H18.9.1	0.0020	5	
43	稲沢市環境センター	2号炉	稲沢市中野川端町74番地	H18.6.20	0.00067	5	
44	稲沢市環境センター	3号炉	稲沢市中野川端町74番地	H18.6.21	0.00045	5	
45	新城市クリーンセンター	1号焼却炉	新城市日吉字樋田56	H18.5.23	0.0000063	5	
46	新城市クリーンセンター	2号焼却炉	新城市日吉字樋田56	H18.6.21	0.0056	5	

排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位: ng-TEQ/m3N)

番号	工場・事業場名		所在地	採取年月日	排出ガス中のダイオキシン類測定結果	排出基準	備考
47	東海市清掃センター	1号焼却炉	東海市荒尾町奥山10-48	H18.9.28	0.29	5	
48	東海市清掃センター	2号焼却炉	東海市荒尾町奥山10-48	H18.6.28	0.41	5	
49	東海市清掃センター	1号灰溶融炉	東海市荒尾町奥山10-48	H18.9.27	0.13	10	
50	東海市清掃センター	2号灰溶融炉	東海市荒尾町奥山10-48	H18.6.29	0.24	10	
51	知多市清掃センター	1号焼却炉	知多市北浜町11番地の4	H18.8.10	0.0067	1	新設施設
52	知多市清掃センター	2号焼却炉	知多市北浜町11番地の4	H18.8.11	0.011	1	新設施設
53	田原市赤羽根環境センター	1号焼却炉	田原市赤羽根町西山1-68	H18.8.3	2.1	10	
54	田原リサイクルセンター 炭生館	1号焼却炉	田原市緑が浜二番地91	H18.7.26	0.0041	5	新設施設
55	田原リサイクルセンター 炭生館	2号焼却炉	田原市緑が浜二番地91	H18.7.27	0.0058	5	新設施設
56	東部知多クリーンセンター	1号焼却炉	知多郡東浦町大字森岡字霞野41番地	H18.8.2	0.039	5	
57	東部知多クリーンセンター	2号焼却炉	知多郡東浦町大字森岡字霞野41番地	H18.8.3	0.014	5	
58	東部知多衛生組合クリーンセンター	3号焼却炉	知多郡東浦町大字森岡字霞野41番地	H18.8.4	0.0021	5	
59	衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦	1号炉	碧南市広見町1丁目1番地1	H18.10.3	0.059	5	
60	衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦	2号炉	碧南市広見町1丁目1番地1	H18.9.5	0.18	5	
61	常滑武豊衛生組合クリーンセンターごみ処理施設	1号炉	知多郡武豊町字壱町田27	H18.12.14	0.021	5	
62	常滑武豊衛生組合クリーンセンターごみ処理施設	2号炉	知多郡武豊町字壱町田27	H18.12.14	0.049	5	
63	豊川宝飯衛生組合清掃工場	1号炉	豊川市平尾町親坂50番地	H18.11.01	0.090	5	
64	豊川宝飯衛生組合清掃工場	3号炉	豊川市平尾町親坂50番地	H18.11.01	0.10	5	
65	豊川宝飯衛生組合清掃工場	5号炉	豊川市平尾町親坂50番地	H18.9.8	0.0000043	1	新設施設
66	豊川宝飯衛生組合清掃工場	6号炉	豊川市平尾町親坂50番地	H18.9.8	0.0000045	1	新設施設
67	尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設	1号焼却炉	尾張旭市晴丘町東33番地の1	H18.11.29	0.014	1	
68	尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設	2号焼却炉	尾張旭市晴丘町東33番地の1	H18.11.29	0.0065	1	
69	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	1号炉	弥富市鍋田町八穂399-3	H19.1.26	0.0000061	0.1	新設施設
70	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	2号炉	弥富市鍋田町八穂399-3	H18.9.22	0.0000018	0.1	新設施設
71	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	3号炉	弥富市鍋田町八穂399-3	H18.9.21	0.0000016	0.1	新設施設
72	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	灰溶融炉A系	弥富市鍋田町八穂399-3	H19.1.26	0.00063	5	新設施設
73	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	灰溶融炉B系	弥富市鍋田町八穂399-3	H18.9.22	0.38	5	新設施設
74	小牧岩倉衛生組合環境センター	1号焼却炉	小牧市大字野口2881-9	H18.7.14	0.025	1	
75	小牧岩倉衛生組合環境センター	2号焼却炉	小牧市大字野口2881-9	H18.5.25	0.036	1	
76	知多南部クリーンセンター	1号炉	知多郡南知多町大字内海字榎木77番地の1	H19.2.8	0.44	5	
77	知多南部クリーンセンター	2号炉	知多郡南知多町大字内海字榎木77番地の1	H19.2.8	0.19	5	
78	刈谷知立環境組合クリーンセンター	1号焼却炉	刈谷市半城土町東田46	H18.8.29	0.23	1	
79	刈谷知立環境組合クリーンセンター	2号焼却炉	刈谷市半城土町東田46	H18.8.29	0.17	1	
80	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	A系焼却炉	丹羽郡大口町河北一丁目131	H18.9.19	0.21	5	
81	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	B系焼却炉	丹羽郡大口町河北一丁目131	H18.9.19	0.16	5	
82	北設広域事務組合中田クリーンセンター	1号焼却炉	北設楽郡東栄町大字振草字小林中田16	H18.12.6	0.48	10	
83	北設広域事務組合中田クリーンセンター	2号焼却炉	北設楽郡東栄町大字振草字小林中田16	H18.12.8	0.26	10	
84	北名古屋衛生組合環境美化センター	1号炉	北名古屋市中二丁目四反地1014-1	H18.7.28	0.039	5	
85	北名古屋衛生組合環境美化センター	2号炉	北名古屋市中二丁目四反地1014-1	H18.7.27	0.00099	5	
86	尾三衛生組合東郷美化センター	1号炉	愛知郡東郷町大字諸輪字百々51-23	H18.6.20	0.0085	1	
87	尾三衛生組合東郷美化センター	2号炉	愛知郡東郷町大字諸輪字百々51-23	H18.8.24	0.016	1	
88	西尾幡豆クリーンセンター	1号炉	幡豆郡吉良町大字岡山字大岩山65	H18.12.1	0.0069	5	
89	西尾幡豆クリーンセンター	2号炉	幡豆郡吉良町大字岡山字大岩山65	H18.10.18	0.0032	5	
90	西尾幡豆クリーンセンター	3号炉	幡豆郡吉良町大字岡山字大岩山65	H18.10.18	0.0027	5	

新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。

### 3 社会情勢の変化

#### (1) 国の動き

国は、平成7年に容器包装リサイクル法を制定後、平成10年に家電リサイクル法を、平成12年には循環型社会形成推進基本法をはじめ、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法を、平成14年には自動車リサイクル法を制定した。

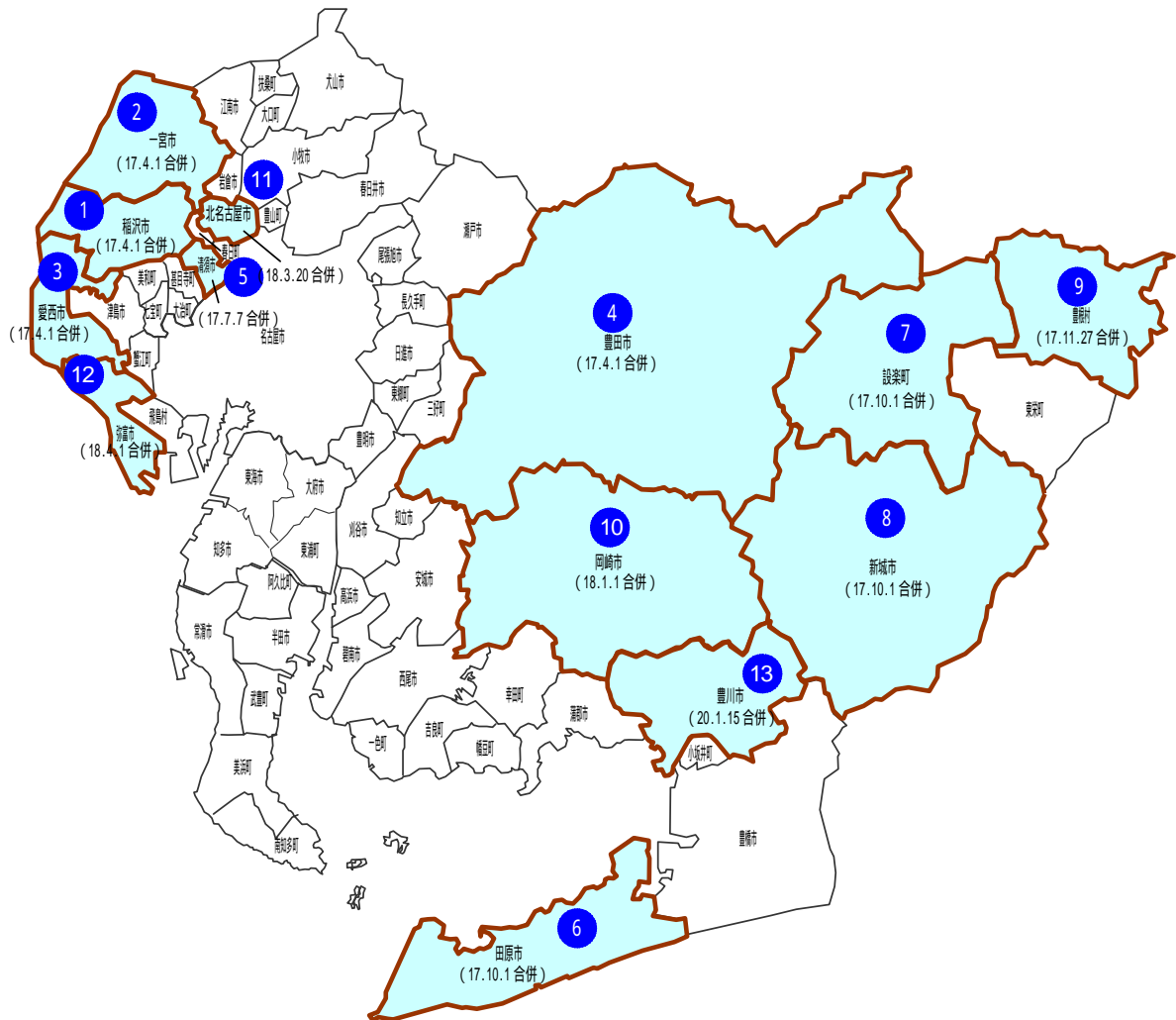
循環型社会形成推進基本法では、対策の優先順位として、発生抑制（リデュース） 再使用（リユース） 再生利用（マテリアルリサイクル） 熱回収（サーマルリサイクル） 適正処分としており、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から、環境への負荷を軽減し、循環を基調とした経済社会システムを築き、持続的な発展が可能な循環型社会への転換が求められている。

#### (2) 市町村合併

旧広域化計画策定後、県内では次のとおりの市町村合併が行われた。

新市町村名	合併期日	合併関係市町村
田原市	H15.8.20	田原町、赤羽根町
	H17.10.1	田原市、渥美町
稲沢市	H17.4.1	稲沢市、祖父江町、平和町
一宮市	H17.4.1	一宮市、尾西市、木曾川町
愛西市	H17.4.1	佐屋町、立田村、八開村、佐織町
豊田市	H17.4.1	豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町
清須市	H17.7.7	西枇杷島町、清洲町、新川町
設楽町	H17.10.1	設楽町、津具村
新城市	H17.10.1	新城市、鳳来町、作手村
豊根村	H17.11.27	豊根村、富山村
岡崎市	H18.1.1	岡崎市、額田町
豊川市	H18.2.1	豊川市、一宮町
	H20.1.15	豊川市、音羽町、御津町
北名古屋市	H18.3.20	師勝町、西春町
弥富市	H18.4.1	弥富町、十四山村

## 愛知県内の市町村合併を巡る動き（平成20年1月15日現在）



### <合併済みの地域>

新市町村の名称	合併期日	合併関係市町村	人口 H17.10.1現在
○ 合併済みの地域(13地域38市町村)			
稲沢市	17.4.1	稲沢市・祖父江町・平和町	136,965人
一宮市	17.4.1	一宮市・尾西市・木曾川町	371,687人
愛西市	17.4.1	佐屋町・立田村・八開村・佐織町	65,556人
豊田市	17.4.1	豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町	411,137人
清須市	17.7.7	西枇杷島町・清洲町・新川町	55,038人
田原市	17.10.1	田原市・瀨美町	66,390人
設楽町	17.10.1	設楽町・津具村	6,306人
新城市	17.10.1	新城市・鳳来町・作手村	52,178人
豊根村	17.11.27	豊根村・富山村	1,517人
岡崎市	18.1.1	岡崎市・額田町	363,807人
北名古屋市	18.3.20	師勝町・西春町	78,078人
弥富市	18.4.1	弥富町・十四山村	42,575人
豊川市	20.1.15	豊川市・音羽町・御津町	159,563人

○ は旧合併特例法下での合併、□ は合併新法下での合併

## 4 ごみ処理技術の動向

### (1) 焼却処理施設

高温の炉内に可燃物が存在すると自燃することを利用した処理施設である。ごみの低位発熱量が一定の値以上であれば、炉内温度を維持するための助燃を行うことなく連続的に燃焼する。

焼却炉の分類は、燃焼室の形式により、ストーカ式、流動床式、回転炉式に分けられる。

#### ストーカ式焼却炉

ごみを稼動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる方式。燃焼炉の構造が、ごみを乾燥するための乾燥段、燃焼するための燃焼段、未燃分を完全に焼却する後燃焼段の3段となっている。

#### 流動床式焼却炉

けい砂等の粒子層の下部から加圧した空気を分散供給して、蓄熱したけい砂等を流動させ、その中でごみを燃焼させる方式。高温で流動化した炉内に、破碎したごみを投入し、短時間で燃焼する。

#### 回転炉式焼却炉

水平よりやや傾斜した円筒形の炉を緩やかに回転させながら、上部より供給したごみを下部へ移動させつつ、前部又は後部から空気を送入し燃焼させる方式。回転炉は、1時間に2～3回転してごみを順次、乾燥、燃焼させ、未燃分は後燃焼ストーカ段により完全に焼却する。

### (2) 焼却灰溶融施設

焼却灰の溶融は、焼却残渣を1200以上の高温で溶融した後、冷却して固化する処理施設である。固化物は「溶融スラグ」と呼ばれ、焼却残渣を溶融スラグにすると、容積は1/2～1/3程度にまで減容化される。また、溶融スラグに含まれる重金属類は溶出しにくく、溶融スラグは土木資材等として有効利用することも可能である。

### (3) ガス化溶融施設

ごみを低酸素還元雰囲気の中で加熱分解(400～600程度)させ、得られた熱分解ガスと熱分解カーボンを高温燃焼溶融炉に送り、灰分をスラグとして回収する処理施設である。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。

### (4) ガス化改質施設

ごみを熱分解用の脱ガスチャンネルで間接加熱し、熱分解により精製されたガスを約1200で2秒以上保持してタール分を分解することにより高カロリーのガスに改質する。これを70まで急冷することでダイオキシン類の再合成を

防止し、得られたガスを精製して発電用や工業用の用途に活用する処理施設である。

( 5 ) 炭化施設

ごみを加熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収するとともに、熱分解後の炭化物を再生利用の目的で回収する処理施設である。

( 6 ) ごみ燃料化施設

紙やプラスチック類などの可燃ごみを圧縮等により固形の燃料（ごみ固形化燃料）とする処理施設である。この燃料を RDF（Refuse Derived Fuel）と呼んでいる。燃料としての性状を一定にするため、収集段階において廃棄物の種類別に収集し、発熱量が一定となるように配合することなどが必要となる。

( 7 ) ごみ高速堆肥化施設

堆肥化するのに適したごみを、機械的に攪拌しつつ、好気性雰囲気にならすことにより、微生物による分解を促進させ、短期間で堆肥にする処理施設である。

( 8 ) ごみ飼料化施設

異物を含まないように分別・選別した厨芥等、飼料化に適したごみを微生物による生物反応・加湿等による分解・乾燥等の処理によって動物の栄養になる飼料を得る施設である。

( 9 ) メタン発酵処理施設

生ごみやし尿汚泥等の有機性廃棄物を発酵させて生成するメタンガスを回収し、そのエネルギーを発電や燃料供給などに有効利用する処理施設である。

## 5 広域化の課題

ブロック内の現存施設の稼働年数に差がある場合、施設の統合時期について調整をはかる必要がある。

現存施設の更新時期が未到来のブロックにあっては、施設の集約化の検討自体が進みにくい。

焼却施設の集約化に合わせ、粗大ごみ処理施設や資源化施設等の集約化や併設化について検討を行う必要がある。

中継施設については、焼却施設の設置場所によっては必要不可欠なものであり、排ガス量、交通量等の環境面や費用負担面等から多面的に検討していく必要がある。

焼却施設の集約化により、規模に見合うだけの新たな用地確保が必要となるが、施設の建設について住民の同意を得る必要がある。

焼却施設の集約化に伴う収集運搬経費等の変動等、コスト負担の公平性を保つ必要がある。



## 6 旧広域化計画の問題点

旧広域化計画では、現在の北名古屋市、豊山町の区域が最終的にどのブロックで広域化を行うのか未定であった。

東三河ブロックでは、地域が広範にわたるため、ごみ収集効率の低下が問題となり、広域化が進展していない状況にある。

尾張北部ブロックでは、構成市町の中では焼却施設の集約化について合意されたものの、新施設の立地場所の選定が困難なため、広域化が進展していない状況にある。

知多北部ブロックでは、平成 17 年 3 月に策定された広域化実施計画では「大府市・豊明市・阿久比町・東浦町・東海市」でまず広域化を図り、その後、知多市を含めたブロック内の広域化を図る計画となっていたが、この計画での実施が困難な状況にある。

広域化ブロック会議を設置したものの、広域化実施計画の策定に至っていないブロックがある。

## 第5章 広域化計画の見直し

### 1 見直しに当たっての基本的考え方

#### (1) 広域化ブロック

広域化ブロックは、旧広域化計画で定めた13ブロックを基本に、市町村合併による市町村の区域の変更や市町村の意向を勘案し、ブロック区割りを一部修正する。

#### (2) 施設整備

広域化ブロックでの施設整備は、旧計画の内容を基本的に踏襲し、新設する施設については、可能な限り焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指したものとする。

また、施設整備に当たっては、サーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルの促進を図るため、できるだけ発電設備や溶融設備を備えた施設とすることを目標とする。

### 2 計画内容の見直し

#### 名古屋ブロック

北名古屋市及び豊山町（北名古屋市衛生組合を構成）は旧計画策定時には、周辺のブロックとの複数の区割りが考えられたため引き続き検討が必要であることとされていたが、名古屋ブロックの中で広域化を進めることとする。

#### 東三河ブロック

ブロックの範囲が広すぎ、運搬等の問題から現行の区割りでは実際の運用時に支障をきたすため、ブロック区割りは旧計画のままとするが、都市部の「蒲郡市・豊川市・小坂井町」地区と山間部の「新城市・設楽町・東栄町・豊根村・根羽村」地区に1か所ずつ施設を設置することも可能とする。

なお、「新城市・設楽町・東栄町・豊根村・根羽村」地区については、現在のごみ処理量を考慮し、例外的に100t/未満の施設（全連続式）を設置することも可能とする。

### 3 当面の対応

#### 尾張北部ブロック

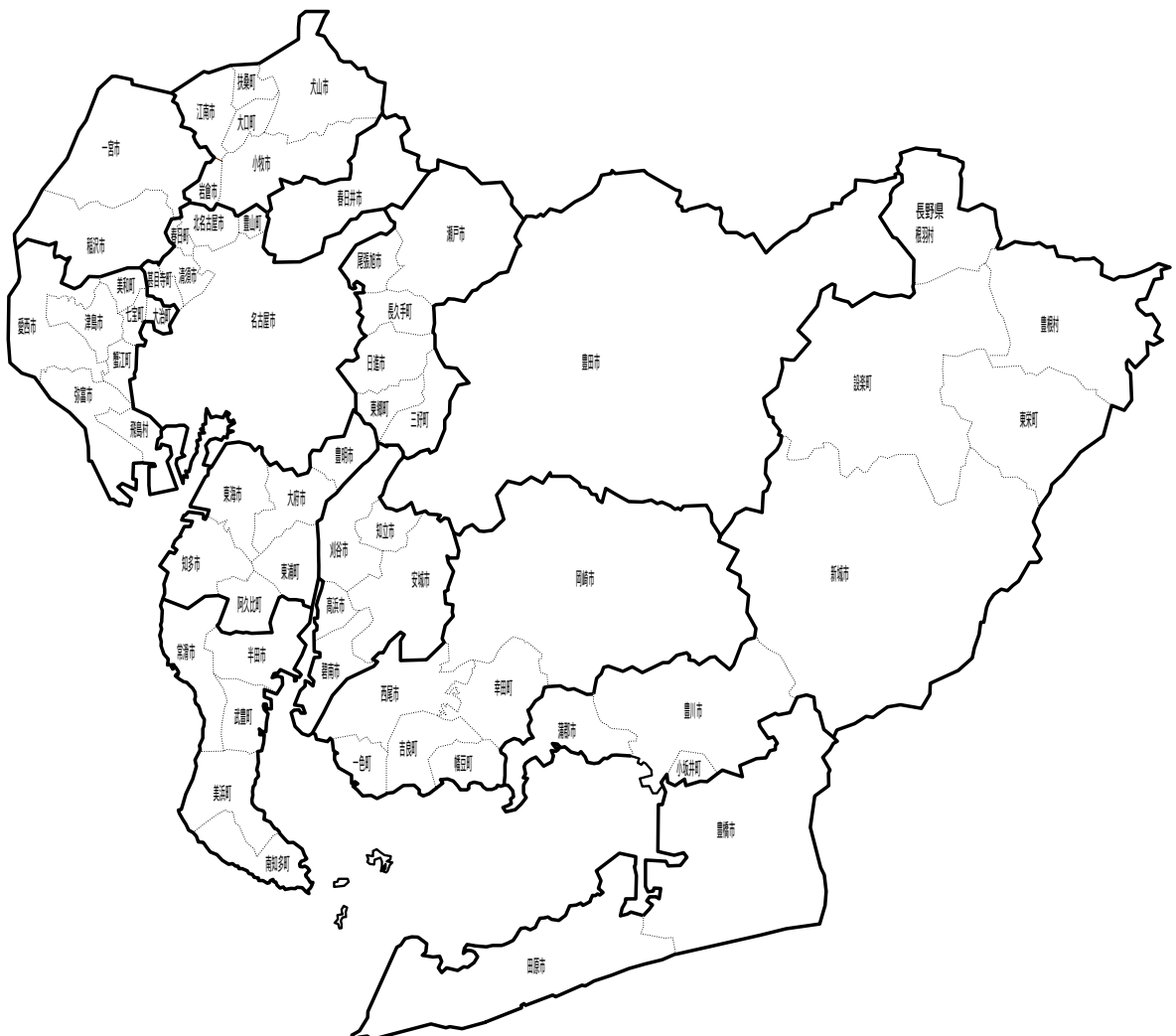
当面は「小牧市・岩倉市」と「犬山市・江南市・大口町・扶桑町」の2つの小ブロックで広域化を進めることとし、最終的には旧計画どおりの1ブロック化を目指す。

#### 知多北部ブロック

当面は「大府市・豊明市・阿久比町・東浦町」の施設更新を先行し、その後「東海市・知多市」を加えて広域化を進めることとし、最終的には旧計画どおりの1ブロック化を目指す。

## 新広域化計画のブロック区割り

番号	ブロック名(300t/日以上を基準)
	名古屋
	尾張北部
	春日井
	海部津島
	尾張西部
	尾張東部・尾三
	知多北部
	知多南部
	豊田加茂
	岡崎西尾
	衣浦東部
	東三河
	豊橋田原



#### 4 ブロックにおける施設整備計画

可能な限り焼却能力 300t/日以上 の全連続炉への集約化を目指し、各広域化ブロックにおいて焼却施設の整備を進める。

##### (1) 名古屋ブロック

ブロック構成市町村

名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町、甚目寺町

整備計画

新清掃工場建設時に北名古屋衛生組合環境美化センターを統合することにより、5施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年度(平成)												備考		
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
名古屋市富田工場	名古屋市	450.0	平成元年度															平成21年度休止、32年度以降再稼働
名古屋市鳴海工場	柳鳴海クリーンシステム(名古屋市)	530.0	(平成21年度)															平成21年度更新
名古屋市猪子石工場	名古屋市	600.0	平成13年度															継続使用
名古屋市五条川工場	名古屋市	560.0	平成16年度															継続使用
名古屋市南陽工場	名古屋市	1500.0	平成9年度															平成32年度以降設備更新
北名古屋衛生組合環境美化センター(1号炉)	北名古屋衛生組合	90.0	昭和48年度															平成22年度以降休止し、平成32年度以降新清掃工場への統合を目指す
北名古屋衛生組合環境美化センター(2号炉)	北名古屋衛生組合	90.0	昭和57年度															

##### (2) 尾張北部ブロック

ブロック構成市町村

犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町

整備計画

小牧岩倉衛生組合環境センターは単独で更新し、また、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合し、最終的に両施設を統合することにより、1施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年度(平成)												備考		
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
小牧岩倉衛生組合環境センター	小牧岩倉衛生組合	300.0	昭和59年度															平成27年度更新(197t)
犬山市都市美化センター	犬山市	90.0	昭和58年度															継続使用(平成30年度以降統合)
江南丹羽環境管理組合環境美化センター	江南丹羽環境管理組合	150.0	昭和57年度															

##### (3) 春日井ブロック

ブロック構成市町村

春日井市

整備計画

計画達成済みのため、現在の2施設を継続使用し、計画的に更新を行う。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年度(平成)												備考		
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
春日井市クリーンセンター(1・2号炉)	春日井市	260.0	平成3年度															継続使用
春日井市クリーンセンター(3・4号炉)	春日井市	280.0	平成14年度															継続使用



( 8 ) 知多南部ブロック

ブロック構成市町村

半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

整備計画

半田市クリーンセンター、常滑武豊衛生組合クリーンセンターごみ処理施設及び知多南部衛生組合知多南部クリーンセンターを平成26年度以降に統合することにより、1施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考			
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
半田市クリーンセンター	半田市	150.0	平成3年度																平成26年度以降新施設に統合
常滑武豊衛生組合クリーンセンターごみ処理施設	常滑武豊衛生組合	150.0	平成2年度																
知多南部衛生組合知多南部クリーンセンター	知多南部衛生組合	112.5	平成10年度																
新清掃工場(施設名未定)	知多南部広域環境組合(仮称)	380.0	(平成26年度)															平成26年度以降供用開始	

( 9 ) 豊田加茂ブロック

ブロック構成市町村

豊田市

整備計画

当面は、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの2施設体制とするが、将来的には藤岡プラントを廃止し、1施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考		
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
豊田市渡刈清掃工場	豊田市	220.0	昭和62年度															平成19年度新施設に統合
藤岡プラント(1・2号炉)	豊田市	150.0	昭和54年度															
豊田市渡刈クリーンセンター	豊田市	405.0	平成19年度															継続使用
藤岡プラント(3号炉)	豊田市	90.0	平成6年度															継続使用

( 10 ) 岡崎西尾ブロック

ブロック構成市町村

岡崎市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町

整備計画

岡崎市八帖クリーンセンター2号炉と岡崎市中央クリーンセンターごみ焼却施設を平成23年度に統合し、その後、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉と西尾幡豆クリーンセンターごみ焼却施設を統合することにより、最終的に2施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考		
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
岡崎市八帖クリーンセンター(2号炉)	岡崎市	150.0	昭和48年度															平成23年度以降新施設に統合
岡崎市中央クリーンセンターごみ焼却施設	岡崎市	240.0	平成元年度															
(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設	岡崎市	380.0	(平成23年度)															平成23年度供用開始
岡崎市八帖クリーンセンター(1号炉)	岡崎市	100.0	平成8年度															継続使用(平成30年度以降統合)
西尾幡豆クリーンセンターごみ焼却施設	西尾幡豆広域連合	195.0	平成12年度															

(11) 衣浦東部ブロック

ブロック構成市町村

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

整備計画

安城市環境クリーンセンターと衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦を統合し、最終的に2施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考										
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29											
刈谷知立環境組合クリーンセンター	刈谷知立環境組合	240.0	昭和61年度																							平成21年度更新(291t)
安城市環境クリーンセンター	安城市	240.0	平成9年度																							継続使用(平成30年度以降統合)
衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦	衣浦衛生組合	190.0	平成7年度																							

(12) 東三河ブロック

ブロック構成市町村

豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町、

根羽村<長野県>

整備計画

中田クリーンセンターを平成26年度以降に廃止し、その処理分については、新城市クリーンセンター更新までの間、ブロック内の他施設において処理を行う。その後、豊川宝飯衛生組合清掃工場と蒲郡市クリーンセンターを統合することにより、最終的に2施設への集約化を目指す。

なお、山間部という地理的な条件から、新城市クリーンセンターの更新時には焼却能力300t/日以上という基準は適用しない。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考										
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29											
新城市クリーンセンター	新城市	60.0	平成11年度																							継続使用(平成30年度以降更新)
中田クリーンセンター	北設広域事務組合	20.0	平成4年度																							継続使用(平成26年度以降廃止)
豊川宝飯衛生組合清掃工場(1・3号炉)	豊川宝飯衛生組合	134.0	平成3、4年度																							
豊川宝飯衛生組合清掃工場(5・6号炉)	豊川宝飯衛生組合	130.0	平成15年度																							継続使用(平成30年度以降統合)
蒲郡市クリーンセンター	蒲郡市	130.0	平成9年度																							

(13) 豊橋田原ブロック

ブロック構成市町村

豊橋市、田原市

整備計画

田原市赤羽根環境センターを平成26年度に廃止し、その処理分については、田原リサイクルセンターにおいて処理を行う。その後、豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働年度	年 度 (平成)												備考										
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29											
豊橋市資源化センター(3号炉)	豊橋市	150.0	平成3年度																							
豊橋市資源化センター(1・2号炉)	豊橋市	400.0	平成14年度																							継続使用(平成30年度以降統合)
田原リサイクルセンター	グリーンサイトジャパン(株)(田原市)	60.0	平成17年度																							
田原市赤羽根環境センター	田原市	5.0	平成6年度																							平成26年度廃止

## 第6章 広域化計画の推進

### 1 各主体の責務・役割

広域化を推進するためには、県民、事業者、行政それぞれが果たすべき役割を認識し、相互に協力、連携して取り組んでいくことが求められる。

#### (1) 県民

県民は、ごみ処理の問題を自らの問題として理解し、ごみの発生抑制、再利用、再生利用に向けて努力し、従来の大量消費、大量廃棄型の生活様式から、環境への負荷の低減された循環型の生活様式への転換を図っていかなければならない。

そのためには、できるだけごみを出さない（リデュース）、出たごみはできるだけ再使用する（リユース）あるいは資源として再生利用する（リサイクル）という3Rを推進していく必要がある。

##### ごみの発生抑制

ごみは、排出者が責任を持って処理することが必要である。県民は、使い捨て商品の購入を避け、長期間使える環境に配慮した製品や、修理等ができる製品を選択するなど、商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の発生抑制に取り組まなければならない。

##### リサイクルの推進

市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環への取組に協力するとともに、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の小売事業者への引渡しを確実に履行しなければならない。

また、リサイクル製品や、廃棄物の発生量の少ない製品など、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する「グリーン購入」に努めなければならない。

#### (2) 事業者

廃棄物の処理責任が自らに存在することを基本に、生産工程や流通・販売過程において可能な限りの廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行わなければならない。

また、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物の削減に努めなければならない。

そのためには、事業活動全般にわたり、環境保全への取組を効果的に進めるため、「環境マネジメントシステム」や「環境活動評価プログラム（エコアクション2.1）」などの導入を積極的に検討することも必要である。



#### 処理責任の遂行

ごみは、排出者が責任を持って処理することが必要である。事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

#### ごみの発生抑制

生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や、製造、加工、販売段階での分別の徹底や、簡易包装に対する取組等による減量化・資源化に努めなければならない。

#### リサイクルの推進

自ら再生資源や再生品の使用を拡大し、消費者に対しては、再生品の積極的な販売を行わなければならない。また、廃棄物の発生が少ない、リサイクルが容易な製品づくりに取り組み、資源化が可能なものについては、積極的に回収を行い、廃棄物の有効利用を図らなければならない。

### (3) 市町村、一部事務組合等

地域の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進する必要があり、排出される一般廃棄物については、その処理責任の下、地域の環境に配慮した適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向け、住民、事業者の取組を促進しなければならない。

#### 広域化の推進

広域化ブロック会議を設置し、広域化実施計画の策定・進行管理、事業主体や収集運搬などの体制整備、広域的な施設整備等の推進に努める。

#### 適正処理の実施

廃棄物の収集・運搬・処分に関する基準、廃棄物処理施設の構造・維持管理基準を遵守するとともに、平成19年6月に環境省が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「一般廃棄物処理システム指針」という。）を参考に、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理や最終処分を行わなければならない。

#### ごみの発生抑制

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や、再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革などを進めるため、平成19年6月に環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考に、一般廃棄物処理の有料化の導入又はその見直しを進める必要がある。

#### リサイクルの推進

「一般廃棄物処理システム指針」の中の一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の方法を参考に、資源ごみの回収、中間処理に伴う資源化物の回収などのマテリアルリサイクルや、ごみ焼却施設におけるサーマルリサイクルの推進を図るとともに、集団回収や不要品交換会などの住民のリサイクル活動の支援に努めなければならない。

また、事業者の立場から、公共工事に伴い発生する建設系廃棄物のリサイクルに努めるとともに、環境物品の調達に率先して取り組む必要がある。

#### 積極的な情報公開の実施

平成 19 年 6 月に環境省が策定した「一般廃棄物会計基準」を活用し、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析を行うことにより、自らの事業やその運営のあり方を検討するための基礎情報として活用するとともに、一般廃棄物処理事業に対する住民や事業者の理解を得るために、その財務情報の開示に努める必要がある。

#### 環境教育・普及啓発の推進

ごみの減量化やリサイクル、適正処理に関する住民、事業者の理解を深めるため、環境教育や普及啓発活動に努める必要がある。

### ( 4 ) 県

一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進し、循環型社会の形成に向けた取組を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、県民、事業者、市町村の責務が十分果たされるよう、支援を行っていく。

また、環境物品の率先的な調達や、公共事業におけるリサイクル資材の率先利用を推進する。

#### 広域化の推進への支援

ブロック毎の広域化計画の進行管理を行うとともに、広域的なごみ処理の推進に関して、技術的な援助を行うとともに、広域化ブロック間の調整を行う。

また、市町村等の設置する廃棄物処理施設に対し財政的な支援を行うとともに、廃棄物処理行政の円滑な推進のため、必要な制度改正や財政的支援措置について、積極的に国に要望していくこととする。

#### ごみの発生抑制

県内におけるごみの発生抑制が図られるよう、市町村等に対し支援及び指導・助言を行うとともに、県有施設において、ごみの発生抑制に積極的に取り組むこととする。

#### リサイクルの推進

事業者の立場から、公共工事に伴い発生する建設系廃棄物のリサイクルに努めるとともに、環境物品の調達に率先して取り組むこととする。

#### 環境教育・普及啓発の推進

ごみの減量化やリサイクル、適正処理に関する住民、事業者の理解を深めるため、環境教育や普及啓発活動に努めることとする。

## 2 計画の推進体制

推進体制の基本は、各ブロックに設置された広域化ブロック会議が担うものとし、県は広域化ブロックへ助言等を行うとともに、広域化ブロック間の調整を行うものとする。

### (1) 広域化ブロック会議

ブロックを構成する市町村、一部事務組合等は、ごみ処理の広域化の実現に向けて広域化ブロック会議を設置し、ブロック内の広域的なごみ処理システムの全体計画を検討し、基本的な方向性を決定するものとする。

#### 広域化ブロック会議の役割

広域化ブロック会議は、ブロック内の広域的な施設整備を円滑に推進し、ごみの減量、処理が安全かつ効率的に運営されるためのシステムを構築するため、以下の事項について協議・調整を行う。

- ・ ごみ処理・ごみ減量化・リサイクルに係る基本方針
- ・ 広域的な廃棄物処理施設整備計画
- ・ 共同処理の主体
- ・ ごみ処理に係る役割分担
- ・ 施設整備の立地分担
- ・ 建設費用の負担方法
- ・ 収集運搬方法

#### 広域化実施計画の策定

広域化ブロック会議において、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するため、広域化実施計画を策定する。

広域化実施計画には、広域化ブロック会議における協議・調整の内容を記載するものとする。

なお、広域化ブロック会議で広域化実施計画を策定した時は県に提出するとともに、進捗状況について、随時県に報告を行うものとする。

#### 進行管理

ブロックを構成する市町村、一部事務組合等は、策定された広域化実施計画に従い広域化を具体的に推進するとともに、広域化の進行管理を自ら行うものとする。

### (2) 県の援助

県は、広域化ブロック会議への助言等により、広域化の推進に対し支援を行うとともに、必要に応じて、広域化ブロック間の調整を行う。

### 3 広域化推進のための方策

広域ごみ焼却施設等の整備に際しては、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることが求められるため、費用対効果のより高い施設の建設・運営や、廃棄物の排出抑制を促し資源循環を高める処理方式をそれぞれの地域において選定できるように取り組むことが重要である。

#### (1) 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」の活用

国は、平成18年7月に、市町村等におけるごみ焼却施設等の廃棄物処理施設建設工事の入札・契約について、競争性・透明性を高め、公正・公平性が確保されるような入札・契約が行われ、品質・経済性の面で優れた廃棄物処理施設建設工事が実施できるよう、入札・契約の具体的な見直し・改善の方向性を提示する手引きを作成した。

この手引きは、発注者である市町村等が、談合防止の観点と、価格に見合ったより品質の高い調達に努めるという観点から、費用対効果の高い廃棄物処理施設建設工事を実施できるよう取り組むべき方向を示したもので、広域化に向けた施設整備を行う際に活用することが望まれる。

#### (2) PFI等の事業手法の検討

広域ごみ焼却施設等を整備・維持管理運営するにあたり、想定される事業手法としては、公設公営方式、公設民営(DBO)方式、民設民営(PFI)方式がある。

特にPFI方式は、公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設整備を行わず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法であり、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるといわれている。

なお、PFI方式により廃棄物処理施設の整備を行う場合でも国の循環型社会形成推進交付金の対象となり、対象事業費の1/3(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設<高効率原燃料回収施設>については1/2)が市町村等に一括交付されることになっている。

広域化に向けて施設整備を行う際には、このような多様な事業形態から最適な方式を選択していくことが必要となる。

##### 公設公営方式

従来型公共事業手法であり、公共が施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者等に個別委託することで事業を進める手法。

施設の所有権は、原則として公共が保有し、資金調達も公共が行う。

##### 公設民営方式(DBO: Design Build Operate)

施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して民間事業者等に委託することで事

業を進める手法。

施設の所有権を公共が保有し、資金調達も公共が行うところは公設公営方式と同じだが、民間事業者に事業を一括委託することにより、施設の設計、建設、維持管理、運営等に関する責任を民間事業者に移転することが可能となる。

民設民営方式（PFI：Private Finance Initiative）

施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して行う方式。

施設の所有形態等の違いにより、BTO、BOT、BOOなどの方式がある。

#### P F I の 事 業 形 態

事業方式	事業手法の概要
B T O (Build Transfer Operate)	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の建設後、施設の所有権を公共に移転し、その後事業終了の時点まで民間事業者が施設の維持管理・運営を委託する方式
B O T (Build Operate Transfer)	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行い、事業期間終了後に施設の所有権を公共に移転する方式
B O O (Build Own Operate)	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行い、事業期間終了後に民間事業者が施設を撤去するか、もしくは施設の所有権の移転を行わずに民間事業者が保有し続ける方式

参 考

ごみ焼却施設の稼働状況

ブロック	事業主体	施設名	施設規模	炉数	型式	稼働	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
名古屋	名古屋市	富田工場	450	3	全連	H1																					
		山田工場	450	3	全連	S60																					
		鳴海工場	450	3	全連	S45																					
		新鳴海工場	530	2	全連	H21																					
		南陽工場	1500	3	全連	H9																					
		権子石工場	600	2	全連	H13																					
		五条川工場	560	2	全連	H16																					
		西春日井郡東部衛生組合 北名古屋衛生組合	環境美化センター 1号炉	90	1	全連	S46																				
	環境美化センター 2号炉		90	1	全連	S57																					
	尾張北部	小牧岩倉衛生組合	環境センター	300	2	全連	S59																				
新清掃工場(更新)																											
大山市		都市美化センター	90	2	准連	S58																					
江南丹羽環境管理組合		環境美化センター	150	2	全連	S57																					
春日井	春日井市	クリーンセンター	150	1	全連	S52																					
		クリーンセンター 1・2号炉	260	2	全連	H3																					
		クリーンセンター 3・4号炉	280	2	全連	H14																					
海部津島	津島市ほか11町村衛生組合 海部津島環境事務組合 海部地区環境事務組合	塩田センター	300	2	全連	S57																					
		八穂クリーンセンター	330	3	全連	H14																					
尾張西部	稲沢市外2町衛生組合 稲沢中島広域事務組合 稲沢市	稲沢清掃工場	180	2	全連	S53																					
		環境センター	180	3	全連	H11																					
	一宮市	環境センター	450	3	全連	H10																					
	尾西市 一宮市	じん芥焼却場	60	2	准連	H3																					
尾張東部 尾三	尾張東部衛生組合	晴丘センター(ごみ焼却施設)	300	2	全連	H4																					
		晴丘センター(溶融処理施設)	24	1	全連	H10																					
	尾三衛生組合	東郷美化センター	200	2	全連	H9																					
知多北部	東部知多衛生組合	クリーンセンター	240	3	全連	S63																					
		清掃センター	120	2	全連	S58																					
	知多市	清掃センター	130	2	全連	H15																					
		東海市	清掃センター	160	2	全連	H7																				
知多南部	半田市	クリーンセンター	150	2	全連	H3																					
		常滑武豊衛生組合	クリーンセンター	150	2	全連	H2																				
	南知多町	篠島環境衛生センター	5	1	固バ	S62																					
		日間賀島環境衛生センター	5	1	固バ	H4																					
	知多南部衛生組合	クリーンセンター	1125	2	全連	H10																					
	知多南部広域環境組合(仮称)	新清掃工場	380																								

ブロック	事業主体	施設名	施設規模	炉数	型式	稼動	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
豊田加茂	豊田市	渡刈清掃工場	220	2	全連	S62																				
		渡刈クリーンセンター	405	3	全連	H19																				
	豊田加茂広域市町村圏事務処理組合 豊田市	藤岡プラント	150	2	全連	S64																				
		藤岡プラント	90	1	全連	H7																				
岡崎西尾	岡崎市	八帖クリーンセンター 2号炉	150	1	全連	S48																				
		八帖クリーンセンター 1号炉	100	1	全連	H8																				
		中央クリーンセンター	240	2	全連	H1																				
		(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設	380																							
	西尾橋豆広域圏組合 西尾橋豆広域連合	第二清掃工場	90	1	全連	S48																				
		第二清掃工場	90	1	全連	S58																				
		クリーンセンター	195	3	全連	H12																				
衣浦東部	刈谷知立環境組合	クリーンセンター	240	2	全連	S61																				
		新清掃工場(更新)	291																							
	安城市	環境クリーンセンター	240	2	全連	H9																				
	衣浦衛生組合	クリーンセンター衣浦	190	2	全連	H7																				
東三河	新城広域事務組合 新城市	清掃センター	16	2	機バ	S47																				
		清掃センター	16	2	機バ	S53																				
		クリーンセンター	60	2	全連	H11																				
	北設衛生処理組合 北設広域事務組合	中田クリーンセンター	20	2	機バ	H4																				
	豊川宝飯衛生組合	清掃工場	90	1	全連	S55																				
		清掃工場	134	2	全連	H3																				
		清掃工場	130	2	全連	H15																				
	蒲郡市	クリーンセンター	130	2	全連	H9																				
豊橋田原	豊橋市	資源化センター	250	2	全連	S55																				
		資源化センター	150	1	全連	H3																				
		資源化センター	400	2	全連	H14																				
	赤羽根町 田原市	赤羽根環境センター	5	1	機バ	H6																				
	渥美町 田原市	清掃センター	30	2	機バ	S51																				
	グリーンサイトジャパン	リサイクルセンター	60	2	全連	H17																				



平成20年度までの稼働実績及び今後の稼働予定

平成21年度以降の供用開始予定(計画のものを含む)







第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

**環境部資源循環推進課**

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2

電話（052）954-6234

ごみ減量推進シンボルマーク



減らそう ごみ！

